

# 県民カレッジ連携講座実施要項

## 1 趣旨

県民の生涯学習を充実させるため、県や市町村の公的機関や高等教育機関及び民間が主催する講座と連携して、広域的なネットワークの充実を図り、多様な生涯学習の機会を提供する。

## 2 開設基準

- (1) 特定の政治団体や宗教団体、企業、職業等の宣伝や営利を目的としないものとする。
  - (2) 内容が下記のいずれかに該当し、県民カレッジ学長が適当と認めたものとする。
    - ア 教養……………一般教養的な学習を中心とする講座
    - イ 専門……………各分野における専門的な講座
    - ウ リーダー・ボランティア養成……………各種リーダー、各種ボランティア等生涯学習指導者の養成講座
  - (3) 対象者は原則として成人一般とし、特定の市町村在住者に限定しないものとする。
  - (4) 時間数が5時間以上のものとする。
  - (5) 定員が15人以上のものとする。
- ※ 上記基準に満たない場合でも、別途協議により県民カレッジ連携講座（以下「連携講座」という）とすることができる。

## 3 単位の認定

修了者の単位は、修了者本人の取得希望により県民カレッジの講座修了単位として認定する。

## 4 講座の運営等

- (1) 連携講座の運営・事業費については、講座の主催者が主管する。ただし、修了証明書（修了単位シール）と県民カレッジカードの経費は、県民カレッジが負担する。
- (2) 県民カレッジは、連携講座の広報や受講者の募集等について積極的に協力する。

## 5 手続き等

- (1) 原則として講座の主催者からの申請に基づき認定する。
- (2) 主催者は、講座のチラシ・ポスター等で連携講座であることを表示する。
- (3) 連携の手続き等の詳細については、別途に定める。

## 6 その他

連携講座における県民カレッジ関連施設の利用については、補足規定を別途定める。

### 附 則

この要項は平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この要項は平成18年4月1日から施行する。

## 県民カレッジ連携講座実施細則

### 1 趣旨

この細則は「県民カレッジ連携講座実施要項」に基づき、県民カレッジ連携講座（以下「連携講座」という）に必要な事項を定めるものとする。

### 2 単位の認定

単位は、原則として1時間を1単位とし、5単位刻みで認定する。（端数の単位は切り捨てる）

（例）23時間＝20単位、38時間＝35単位

### 3 連携の手続き等

（1） 連携講座の申請手続き等は、次のとおりとする。

ア 講座の主催者は、連携講座申請書（様式1）及び連携講座実施計画書（様式2）を県民カレッジ学長（以下「学長」という）に提出する。

イ 学長は、前号の申請があったときは、すみやかに連携の可否を決定し、主催者に通知する。

（2） 連携講座の実施要項、募集要項、チラシ、ポスター等には「県民カレッジ連携講座」または「県民カレッジ連携」等、県民カレッジと連携していることがわかるよう表示する。備考欄等には「この講座の修了者には、希望により県民カレッジの単位（〇〇単位）が認定されます。」等と表示する。

（3） 主催者は、連携の通知を受けた後、すみやかに実施要項、広報用のチラシ等を県民カレッジへ2部提出する。

（4） 県民カレッジ単位の取得及び県民カレッジカードの交付は、個人情報の取得及び県民カレッジへの提供にあたるため、あらかじめ個人情報の利用目的を受講者本人に対して明示しなければならない。したがって、主催者は、受講者本人に単位取得の意思を確認し、個人情報保護の面に配慮して、単位取得希望者名簿（様式3またはこれに準じたもの）を作成し、学長に提出する。

（5） 単位取得希望者名簿（修了欄に記入があるもの）が提出されたときは、単位取得希望の修了者に対して県民カレッジで単位認定を行う。

（6） 県民カレッジカードと修了証明書（修了単位シール）の交付は、次のとおりとする。

ア 単位取得希望の受講者には、本人の申し出により県民カレッジカードを交付する。また、主催者が定める修了の基準を充たした単位取得希望の受講者には、県民カレッジカードに貼付する修了証明書（修了単位シール）を交付する。

イ 県民カレッジカードと修了証明書（修了単位シール）は、主催者からの申し出に基づいて県民カレッジが発行する。

#### 附 則

この細則は平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は平成19年4月1日から施行する。

## 県民カレッジ関連施設（本部および生涯学習校）を利用しての連携講座実施に関する補足規程

- 1 利用可能な施設
  - (1) 県民カレッジ本部施設（県教育文化会館内）を利用する場合は、県民カレッジ学長の承認が必要です。
  - (2) 地区センターおよび併設の単位制定時制高等学校を利用する場合は、所定の使用許可願が受理され、単位制定時制高等学校長の承認が必要です。  
※ 講座は県教育文化会館、地区センターそれぞれの開所日と開所時間内に開設するものとします。
- 2 受講料等  
原則受講料を徴収しない講座とします。  
ただし、「国立学校における公開講座講習料について」（平成15年2月4日付14文科生第1226号文部科学省生涯学習政策局長通知）に定める額程度の受益者負担を求めることは可能とします。
- 3 手続き等
  - (1) 会場申請の前に実施方法等について県民カレッジと協議します。
  - (2) 会場申請では、前年度の1月以降から当該講座開催の1ヶ月前までに利用施設へ申込みます。
  - (3) 会場申請の後に連携講座実施細則に従い、連携講座の申請手続きを行います。

### 附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

## 県民カレッジ単位認定基準（一部）

### [単位認定基準]

- 1 各講座の単位認定基準は、「富山県民生涯学習カレッジ講座単位認定要領」（参考）に基づき作成する。
- 2 「夏季講座」「共学講座」「連携講座」について、県民カレッジ単位取得希望者のみに単位認定を行っている。

### [主催講座]

- 1 講座毎の基準単位は、延時間数1時間あたり1単位とし、5単位から80単位までの5単位刻みとする。また、上位の基準単位に満たない場合は、直近下位の基準単位とする。ただし、不足時間が1時間に満たない場合は、直近上位とすることができる。
- 2 以下省略

### [学習団体講座・連携講座]

主催者が定める講座修了基準をみたした県民カレッジ単位取得希望者に対して単位を認定する。なお、主催者が講座修了基準を定めていない場合は、主催講座の単位認定基準に準じ、「7割以上出席」した県民カレッジ単位取得希望者に対して単位を認定する。